（放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前

別記様式第１（第２条関係）

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

年　月　日

公安委員会　殿

許可届出使用者等の区分（注１）
住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
連絡担当者　　電話番号

運搬日時		年　月　日　時　から 年　月　日　時　まで
出発地（注２）		
到達地（注２）		
輸送物	種類及び個数	
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量	
委託者又は受託者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（注３）		
運搬同行責任者氏名		
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名		
運搬経路（注４）		
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻		
放射性同位元素等積載車両及び運転者	自動車登録番号 / 最大積載量 / 積載重量及び輸送物個数 / 運転者氏名	
積載方法（注５）		
確認等の有無（注６）	原子力規制委員会	
	国土交通大臣	
携行資器材の名称及び個数		
運搬要領（注７）		
警察機関への連絡要領		
応急措置要領		
その他（注８）		

注　１　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者（これらの者とみなされる者を含む。以下同じ。）又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
２　工場又は事業所の名称も併記すること。
３　届出者が許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者であり、かつ、自ら運搬する場合は、記載しないこと。
４　路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。
５　輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
６　法第18条第２項（法第25条の５の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通大臣若しくは登録運搬方法確認機関又は原子力規制委員会若しくは登録運搬物確認機関の確認の有無、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の５第７号ただし書又は第８号ただし書に規定する承認（Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物、ＢＵ型輸送物、ＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物に係るものに限る。）の有無及び同規則第18条の12又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条第１項若しくは第２項の特別措置の承認の有無について記載すること。
７　車両の連度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。
８　届出書の記載事項の変更による届出の場合に、変更の事由を記載すること。

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
２　［削る］
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１（第２条関係）

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

年　月　日

公安委員会　殿

許可届出使用者等の区分（注１）
住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　印
連絡担当者　　電話番号

運搬日時		年　月　日　時　から 年　月　日　時　まで
出発地（注２）		
到達地（注２）		
輸送物	種類及び個数	
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量	
委託者又は受託者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（注３）		
運搬同行責任者氏名		
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名		
運搬経路（注４）		
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻		
放射性同位元素等積載車両及び運転者	自動車登録番号 / 最大積載量 / 積載重量及び輸送物個数 / 運転者氏名	
積載方法（注５）		
確認等の有無（注６）	原子力規制委員会	
	国土交通大臣	
携行資器材の名称及び個数		
運搬要領（注７）		
警察機関への連絡要領		
応急措置要領		
その他（注８）		

注　１　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者（これらの者とみなされる者を含む。以下同じ。）又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
２　工場又は事業所の名称も併記すること。
３　届出者が許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者であり、かつ、自ら運搬する場合は、記載しないこと。
４　路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。
５　輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
６　法第18条第２項（法第25条の５の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通大臣若しくは登録運搬方法確認機関又は原子力規制委員会若しくは登録運搬物確認機関の確認の有無、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の５第７号ただし書又は第８号ただし書に規定する承認（Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物、ＢＵ型輸送物、ＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物に係るものに限る。）の有無及び同規則第18条の12又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条第１項若しくは第２項の特別措置の承認の有無について記載すること。
７　車両の連度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。
８　届出書の記載事項の変更による届出の場合に、変更の事由を記載すること。

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
２　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができる。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。